

広島県警察交通管制実施要綱の制定について（例規通達）

平成4年10月30日
広交規第917号警察本部長

改正 平成5年12月広総務第454号 平成13年3月広警務第426号
平成14年4月広警務第631号 平成31年3月1日
平成31年4月1日

各部長・参事官
各所属長

広島県警察における交通管制の実施については広島県警察交通管制実施要綱の制定について（昭和55年3月28日付け広交規第402号）により行っているところであるが、各種の情報収集等による効果的な交通管制を行うため、みだしの要綱を別添のとおり定め、平成4年11月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底させ、運用上誤りのないようになされたい。

なお、前記広島県警察交通管制実施要綱の制定については、平成4年10月31日限り廃止する。

別添

広島県警察交通管制実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、広島県警察における交通管制の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 交通管制 交通情報を収集分析し、道路（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に定める道路をいう。以下同じ。）における交通流動の調整及び管理を交通状況の変化に即応して有機的かつ一元的に行うことをいう。
- （2） 交通情報 交通障害、交通渋滞、道路使用及び交通管制機器の障害に関する情報をいう。
- （3） 交通障害 自然災害、異常気象、交通事故その他の事由（道路使用を除く。）により、道路の通行が不能となった状態又は道路の通行の禁止若しくは制限（片側通行、車種別通行止め等）を必要とする状態をいう。
- （4） 交通渋滞 車両の過度の集中、道路使用、交通事故等の事由により、道路における車両の交通が滞り、次に掲げる道路の区分に応じ、車両の速度がそれぞれに定める速度以下になっている状態をいう。
ア 高速自動車国道及び自動車専用道路のうち有料の区間 おおむね毎時40キロメートル
イ アに掲げる道路以外の道路 おおむね毎時10キロメートル
- （5） 道路使用 道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催、道路への工作物の設置又は露店等の出店等の行為をいう。
- （6） 交通管制機器 交通管制を実施するための中央装置（電子計算機及びその周辺装置）、その端末装置（地域制御信号機、車両感知器、交通監視用テレビ等）及び地域制御信号機以外の信号機をいう。

（交通障害、交通渋滞及び交通管制機器の障害の即報）

第3条 次の各号に掲げる者は、道路における交通障害（高速自動車国道、一般国道、県道及び自動車専用道路（以下「特定道路」という。）並びに別に定める道路以外の道路におけるものについては、一般交通に著しい影響を及ぼすものに限る。）及び信号機の障害並びに特定道路における交通渋滞を認知した場合は、それぞれ当該各号に定める者に、その状況を即報するものとする。

- （1） 警察署の交通警察官及び地域警察官 警察署長
- （2） 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）の職員 交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）
- （3） 地域部通信指令課、地域部自動車警ら隊、交通部交通規制課及び交通部交通機動隊の職員 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）

- 2 前項の場合において、交通部交通規制課の職員にあつては、信号機以外の交通管制機器の障害を認知した場合についても、その状況を即報するものとする。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定により報告を受けた者は、速やかに当該状況を分析整理し、交通規制課長に報告するものとする。この場合において、交通障害、交通渋滞又は信号機の障害（以下「交通障害等」という。）が広範囲に及ぶ場合又は長期間に及ぶことが予想される場合は、別記様式の交通情報報告書（以下「交通情報報告書」という。）により報告するものとする。

（道路使用等の報告）

第4条 警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、特定道路（主要地方道でない県道を除く。）及び別に定める道路における道路使用について、あらかじめ日時、場所等が判明している場合は、原則として道路使用の5日前までに、交通情報報告書により、交通規制課長に報告するものとする。

- 2 警察署長は、広範囲に複数の信号機が影響を受ける停電計画を認知したときは、交通情報報告書により、交通規制課長に報告するものとする。

（交通情報の収集）

第5条 交通規制課長は、警察庁、中国四国管区警察局、他の都道府県警察、道路管理者、広島地方気象台、日本道路交通情報センター等の関係行政機関又は関係団体（以下「関係機関」という。）との連携を密にして、交通情報の収集に努めなければならない。

（交通規制課長による情報の提供）

第6条 交通規制課長は、前3条の規定により収集した情報を総合的に分析整理して、交通情報板等を用いて車両の運転者に対して交通情報等を提供するよう努めるとともに、次の各号に掲げる情報を、それぞれ当該各号に定めるものに提供するものとする。

- (1) 警察署又は高速道路交通警察隊による交通規制等に必要と認められる情報 関係警察署又は高速道路交通警察隊
- (2) 特定道路（自動車専用道路でない県道を除く。）における交通管制を必要と認められる情報（一般国道及び自動車専用道路におけるものについては、広島県以外の県についても交通管制を必要と認められるものに限る。） 警察庁、中国四国管区警察局及び関係都道府県警察
- (3) 車両の通行に必要と認められる情報 日本道路交通情報センター
- (4) 関係機関に必要と認められる情報 関係機関
- (5) 各種警察業務の遂行に必要と認められる情報 関係所属

（交通管制の実施）

第7条 第3条第1項の交通障害等が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合は、前4条に規定する情報の報告、収集、提供のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 交通規制課長は、実態に即した効果的な交通管制機器の操作を行うこと。
- (2) 発生場所を管轄する警察署長（広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）第22条の2第1号に規定する高速自動車国道等においては高速道路交通警察隊長）は、交通規制課長からの情報等に基づき、必要と認める交通要点に交通整理員を配置し、通行の禁止又は制限、う回誘導等の交通整理、第9条の規定による信号機の操作等を行うとともに、その結果を交通規制課長に報告すること。
- (3) 前号に規定する交通整理員は、所属長の指示を遵守するとともに、必要に応じ、法第6条又は第75条の3に規定する措置をとり、その結果を所属長に報告すること。
- (4) 前3号に規定する者は、相互に密接な情報連絡を行うこと。

- 2 前項の場合において、発生した交通障害等が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合は、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 交通部長は、発生場所を管轄する警察署長、隣接警察署長、地域部自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）及び交通部の各所属長に対し、交通整理員の配置、通行の禁止又は制限、う回誘導等の交通整理等を行うよう要請又は指示すること。
- (2) 交通部長は、関係都道府県警察、関係機関等に対し、車両の通行の禁止又は制限その他必要な措置を行うよう要請すること。

（広域交通管制等への協力）

第8条 関係都道府県警察、関係機関等から、広域交通管制その他の必要のため、車両の通行の禁止

又は制限その他必要な措置を行うよう要請があったときは、交通部長の指示に基づき、前条に定めるところに準じてこれに協力するものとする。

(信号機運用の連絡)

第9条 警察署長は、交通障害又は交通渋滞の処理、警備実施、緊急配備等のため、信号機を操作しようとするときは、事前に交通規制課長に連絡するものとする。

(教養訓練の実施)

第10条 交通規制課長、地域部通信指令課長、自動車警ら隊長、交通部交通機動隊長及び警察署長等は、所属の職員に対し、この要綱の実施のために必要な教養訓練を実施するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、交通部長が定める。

別記様式

(第3条、第4条関係)

年 月 日

交通部交通規制課長 様

(所属長)

交通情報報告書

交通情報等の種別	<input type="checkbox"/> 交通障害 <input type="checkbox"/> 交通渋滞 <input type="checkbox"/> 信号機障害() <input type="checkbox"/> 道路使用 <input type="checkbox"/> 広域計画停電		
発生(使用)日時 (期間)	年 月 日 午前・後 時 分頃 (至 月 日 午前・後 時 分頃)		
道路区分・路線名	<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 自専 <input type="checkbox"/> 一般国道 <input type="checkbox"/> 主地道 <input type="checkbox"/> 一般県道 <input type="checkbox"/> その他		(路線名)
	<input type="checkbox"/> 上り <input type="checkbox"/> 下り <input type="checkbox"/> 上・下 <input type="checkbox"/> ()方面		
発生(使用)場所 区間・距離	() km		
原因・内容等			
交通規制	<input type="checkbox"/> 全面通行止め <input type="checkbox"/> 片側通行止め <input type="checkbox"/> 片側交互通行 <input type="checkbox"/> 車線規制(/) <input type="checkbox"/> その他()		
復旧・解除の 見通し			
う回路の状況			
協力要請事項			
参考事項			
担当者	(階級)	(氏名)	(警電)

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。